

SNS を活用した「寿司」を切り口とする訪日外国人観光客誘客促進業務 業務委託仕様書

1 概要

効果的に運用する SNS アカウントを開設し、訪日中の外国人観光客を主対象に、本県の「寿司」を切り口とした食体験の魅力を発信する。国内の日本人旅行者にも波及させ、誘客を促進するとともに、「寿司といえば富山」の認知度向上を目指すもの。

2 業務名

SNS を活用した「寿司」を切り口とする訪日外国人観光客誘客促進業務

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月 27 日まで

4 委託業務の内容等

業務の内容は次のとおりとする。なお、業務の遂行にあたり、事業を円滑に進められるよう、業務全体の行程やコンテンツ制作の進め方等については、県と、県が別に委託する SNS アドバイザーと協議の上、実施すること。

(1) 本業務におけるターゲットの設定

(ターゲットの考え方)

地域	主に台湾を中心とした日本滞在中の外国人観光客(インバウンド客)
年代	20～40 代
価値観	・訪日旅行経験が複数回あるリピーターである。 ・訪日の目的の1つが「日本食」を楽しむことである。 ・FIT(個人旅行)の形態で旅行をしている。 ・旅の目的地を決める情報収集を SNS で行っている。
訴求内容	県内寿司店での食体験の魅力(寿司や寿司店大将とのコミュニケーション等)

(起こしたい行動変容)

行動変容	・日本滞在中に、富山県内寿司店での食体験を紹介する SNS アカウントを見て、富山県への訪問に興味を持つ。 ・「寿司といえば、富山」に興味を持ち、富山県内の寿司店情報を Googlemap で検索する。
------	--

(2) コンテンツ企画・制作

① 企画内容

- ア. ターゲットに対して有効に訴求できる企画・テーマを検討し、提案すること。
- イ. 制作したコンテンツを新規開設したアカウントにおいてアップロード(投稿)し、視聴者への対応ができるよう運用すること。(Instagram を想定)
- ウ. 上記以外の SNS(X(旧 Twitter)、TikTok 等)も複合的に組み合わせて、ターゲットに対して効果的な訴求についても提案すること。
- エ. コンテンツは、短尺の動画コンテンツを主とするが、短尺動画で紹介した寿司店情報をまとめた「保存」につながりやすいフィードでのまとめ投稿も企画すること。
- オ. 取材対象との交渉、取材、撮影、編集等、コンテンツの制作及びこれらに関する各種調整を行うこと。
- カ. 視聴者からのコメントや分析を行い、継続的な運用改善を図ること。

② 制作するコンテンツ

ア. 内容

- ・ インバウンド客の受け入れに積極的な県内寿司店をはじめ、県内への誘客に繋がる「寿司」体験を紹介するもの(紹介する寿司店は、15 店舗程度想定)
- ・ 制作する動画のうち何本かは、単なる寿司店等の紹介ではなく、「富山の寿司がなぜ美味しいか」ということを紹介するものにすること。
- ・ 紹介する寿司店は、公募により、インバウンド受け入れに積極的な店を広く募集し、県と協議のうえ、決定すること。

イ. 投稿コンテンツの制作に関すること

- ・ SNS 展開用の短尺動画(ショート動画)を中心に合計 20 本以上編集、制作すること。
- ・ 事業実施スケジュールを作成し、県に提示すること。
- ・ 映像の加工・編集、BGM、音声、テロップ等の挿入などの編集を行うこと。
- ・ テロップや本文テキストは、ターゲットへ訴求できるよう「日本語、英語」を効果的に使用すること。
- ・ メインターゲットは、(1)のインバウンド客とするが、国内客をサブターゲットとし、日本人にも興味を持ってもらえるような工夫をすること。
- ・ 完成までに発注者から複数回の内容及び修正指示の機会を設けること。

ウ. その他

- ・ 開設したアカウントは、令和 8 年度以降は、県が運用できるよう設定を行うこと。
- ・ 取材に係る必要経費(交通費、宿泊費、取材費、著作権使用料等など)は委託料内で支払いをすること。
- ・ 取材した動画や画像の二次利用については、県が富山県の PR を目的に使用する場合の利用を妨げないこと。

- (3) SNS アカウントの認知拡大・フォロワー数増に繋がるキャンペーン企画の運営・実施
- ・SNS の運用が開始し、適切なタイミングにおいて、SNS アカウントの認知拡大、フォロワー数を増加させるキャンペーンを 1 回実施すること。
 - ・キャンペーン参加者には、抽選等で景品をプレゼントするものとし、当選者の選定方法については県と協議のうえ決定すること。
 - ・景品の購入等の手配、発送までの一連の業務を行うこと。
- (4) 受注者による広告運用計画の作成
- 次に掲げる事項を盛り込んだ「広告運用計画」を作成し、契約締結後速やかに県に提出し、説明のうえ、承認を得ること。
- 【広告運用計画に盛り込むべき事項】
- ① 本業務を通じたカスタマージャーニー
本業務におけるターゲットを元に本業務を通じたカスタマージャーニーを設定する。
 - ② 事業期間を通じた広告の運用方針 カスタマージャーニーに基づき、以下を設定する。
 - ア) 掲出プラットフォーム (Instagram 等)
 - イ) 各広告 (フィード広告、ストーリーズ広告、リール広告等)
 - ウ) 各広告 (上記イ) の経緯配分のバランス方針
 - エ) 各広告 (上記イ) の具体的な運用方法
 - オ) 運用スケジュール (後述 (5) 参照)
 - ③ 情報発信コンテンツ (広告クリエイティブ) の作成方針
 - ④ 広告効果の検証及び運用の見直し方法
 - ⑤ 目標設定
 - ⑥ その他必要な事項
- (5) 情報発信コンテンツ (広告クリエイティブ) の制作
- ① (2) で制作した動画コンテンツを活用すること
 - ② ターゲットに対して、起こしてもらいたい行動変容を促す広告クリエイティブを制作すること
- (6) 広告の運用管理
- ① 広告は、フィード広告、ストーリーズ広告、リール広告等の各手法を用いて、ターゲット層への情報発信を行うこと。手法やその組み合わせ方法等は提案すること。
 - ② 広告期間は、SNS 運用開始後、適切な時期を提案し、県と協議のうえ、決定することとする。
 - ③ 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告費用のうち、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
 - ④ 本委託事業の広告運用により、メディアや SNS に関係記事や投稿が掲載された際の露出成果や認知効果については、広告費に換算して県に報告すること。
- (7) 効果検証に関すること
- ① 本業務により配信する広告の配信設定の見直しについて、定期的に協議すること。

- ② 広告配信が複数月にまたがる場合は、KPIの進捗状況を毎月報告し、必要に応じて課題の改善を行うこと。(必ずしも全てのKPIについて報告を求めるものではない。)
- ③ 上記のほか、本事業の情報発信が本県のイメージアップや行動喚起などつながったかどうか、コメント等により確認すること。
- ④ 1か月に1回以上、制作した動画コンテンツの内容や効果検証等について、担当と会議を行うものとする。

(8) 目標値(KPI)の設定

- ・(2)で制作した動画コンテンツについて、契約期間内の総再生回数の目標値として、50万回以上を設定すること。
- ・その他、本業務の目的を達成するうえで必要な目標項目や目標値がある場合は、具体的に設定し、その内容を提案書に記載すること。(フォロー数、各再生回数、SNSでの話題化など)
- ・設定した目標値を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。

(9) インバウンド客対応伴走支援

(2)で作成した動画で紹介している事業者に対し、インバウンド客への対応の伴走支援を行うこと。

① インバウンド客が利用する地図検索サービスの登録支援

対象店において、未登録の店舗があれば、登録完了できるよう伴走支援を行い、今後の情報更新が各店舗において行えるようマニュアル作成を行うなど対応すること。

② オンライン予約システムの導入支援

ア. インバウンド客が対象店の予約を事前にオンライン上で完了できるようオンライン予約システムの導入に係る伴走支援を行うこと。

イ. 適切と考えるオンライン予約サービスについては、企画提案書内に明記すること。

ウ. オンライン予約サービス導入にかかる経費など各種使用可能な補助金制度の利用を店舗に促すこと

5 成果物

成果物は以下のとおりとする

- (1) 成果報告書(KPIの達成状況や広告実績等を含む)
- (2) 制作したコンテンツの一式(動画、画像、写真、文章等)。なお、本業務により制作し、発注者に提出した納品物の所有権及び著作権は発注者に帰属するものとし、提出した県で二次利用可能な形態でデータにて納品すること。
- (3) 制作した動画コンテンツを投稿したアカウント

6 留意事項等

- (1) 電話、メール等にて迅速かつ確実な連絡体制をとること。

- (2) 業務の実施に当たっては、発注者と必要な協議及び打ち合わせを十分に行い、疑義がある場合には双方協議の上、業務を進めるものとする。
- (3) 事業の実施にあたり業務全体の詳細な工程表を速やかに作成し、県と協議すること。
- (4) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受注者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と協議するものとする。